

## 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入を促進するための教育課程の特例措置について

○国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入を促進するための教育課程の特例措置に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

○国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

平成 27 年 8 月 19 日  
文 部 科 学 省  
初等中等教育局教育課程課

国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入を促進するための教育課程の特例措置に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入を促進するための教育課程の特例措置」について、平成 27 年 6 月 25 日から平成 27 年 7 月 24 日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 6 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分類	主な意見の概要	回答
1. 卒業に必要な単位数に算入できる上限の拡大について	<p>学校設定教科・科目として設置した国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目について、卒業に必要な単位数に算入できる上限を20単位から36単位まで拡大していただくことはありがたい。</p> <p>-----</p> <p>今般の特例措置は、学習指導要領に柔軟性を持たせ、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を卒業に必要な単位数に算入することにより、生徒の履修上の負担軽減を図る点で評価できる。</p> <p>-----</p> <p>国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の単位について、卒業に必要な単位数への算入上限を20単位から36単位として、生徒の負担軽減を図るという方向性については歓迎したい。一方、本来バカロレア教育は一部のエリート向け教育ではなく、多くの生徒に機会が与えられるべきだが、現状では一部の努力家向け教育となっている感は否めない。万人向けの教育であることを前提に、算入できる上限に引き上げの余地がないか確認いただきたい。</p>	<p>今回の特例措置では、生徒及び学校の負担を軽減するために、学校設定教科・科目として設置した国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目について、卒業に必要な単位数に算入できる上限を20単位から、中高一貫教育校の教育課程の特例における学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限や、高等学校における学校外学修や外国の高等学校に留学した場合における単位認定の制度の例にあわせて、36単位までとしました。今後とも、制度の実施状況のフォローアップに努めてまいりたいと思います。</p>
2. 学習指導要領と国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの対応関係について	<p>英数理の必履修科目及び総合的な学習の時間については、関連する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の履修をもって代えることができるようにしていただくことはありがたい。社会及び必履修科目以外の科目の対応に関しても一定の整理をお願いしたい。</p> <p>-----</p> <p>合理的であると考えている。更に、地理歴史、公民、家庭、情報などの必履修科目についても、関連する国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目の履修をもって代えることができるよう検討が進められることを望む。</p>	<p>学習指導要領と国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの全ての科目について対応関係に関する検討を行い、内容の対応関係があると認められる必履修科目について読替えを可能とし、その他の科目については学校設定教科・科目として開設していただくことを可能とするようにいたしました。</p> <p>今般読替えを可能とした科目以外の科目について、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目との読替えを希望する場合は、教育課程特例校制度を活用することを検討しており、施行通知において示させていただく予定です。</p>

<p>3. その他</p>	<p>国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修する生徒が、例えば指定校推薦などの特別入試で国内の大学を受験する場合、科目の履修指定等があった際には、学校設定科目が多いとその要件を満たせなくなる可能性が高くなる。特例措置をとっていただく場合、大学に対して、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修する生徒の場合は例外的に履修指定要件等を免除していただくなどの働きかけもお願いしたい。</p>	<p>国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修する生徒が、国内の大学を受験する場合の科目の履修指定等の取扱いに関する対応を検討しており、施行通知において示させていただきたく予定です。</p>
<p>学習指導要領の弾力的運用となる今回の改正案については、既にバカロレアコースに在籍している生徒にも適用されるよう、早期の特例措置の導入、すなわち今年夏の確実な公布・施行を望む。</p>	<p>所要の手続きを確実に進め、本年8月19日に公布・施行いたします。</p>	
<p>日本の国際バカロレアの教育においては、大学入試における国際バカロレアの活用、国際バカロレアの実施に係る費用、教員研修体制の整備、日本語による国際バカロレアの教育プログラムへのニーズなど、対応すべき多くの課題があり、今般の学習指導要領の弾力化は、あくまでも教育課程の運用上の対応に過ぎない。まずは実態を踏まえ、制度面での根本的な課題の解決に向けた検討をすべきではないか。</p>	<p>今回の措置は、学習指導要領と国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの双方を無理なく履修することができるようにするために、教育課程の特例措置を講ずるものです。御指摘のとおり、対応すべき課題は様々ございますが、現在、「日本再興戦略」において、国内の認定校等を2018年までに200校に大幅に増加させることを目標として掲げており、このため文部科学省では、国際バカロレア機構との協力の下、国際バカロレアの一部科目を日本語でも実施可能とするプログラムの開発・導入のほか、大学入学者選抜における国際バカロレアの活用促進、国際バカロレアに対応した教員の養成・確保などの取組を進めているところであり、引き続き、国際バカロレアの普及・拡大に向けて取り組んでまいります。</p>	

○文部科学省令第二十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条及び第六十八条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の二を第八十八条の三とし、第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを提供する学校として認められた高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第九十六条第二項中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。

第八十八条第二項中「及び第八十五条」を「第八十五条」に改め、「第八十六条まで」の下に「及び第八十八条の二」を加える。

第八十八条の二を「第八十八条の三」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百二十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

文部科学大臣 下村 博文

国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例  
 学校教育法施行規則第八十八条の二（同令第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを提供する学校として認められた高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校」という。）において国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを円滑に実施することができるように教育課程の基準の特例を定める。

一 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校において高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号 第一章第二款の4又は5に規定する学校設定科目又は学校設定科目に関する科目（以下「学校設定科目等」という。）として開設された国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目のうち、次の表の上欄に掲げる科目を履修したときは、同表の下欄に掲げる同章第三款の1に規定する必修教科・科目及び総合的な学習の時間（以下「必修教科・科目等」という。）を履修したものとみなし、当該上欄に掲げる科目について修得した単位数のうち、当該下欄に掲げる必修教科・科目等の単位数として当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が認める単位数（同章第二款の2に規定する標準単位数以下の単位数に限る。）については、当該必修教科・科目等として修得したものとみなすことができること。

マセマティカル・スタディーズ	数学Ⅰ
マセマティックス	数学Ⅰ
フィジックス	物理基礎
ケミストリー	化学基礎
バイオロジー	生物基礎
ランゲージB	コミュニケーション英語Ⅰ
セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な学習の時間

二 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校の普通科においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目を履修する生徒が学校設定科目等について修得した単位数を、合わせて三十六単位を超えない範囲で当該国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。

三 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを履修し又は履修することが見込まれる生徒に対し、国語以外の教科、総合的な学習の時間及び特別活動について、英語による指導を行うことができること。

附 則

（施行期日）

- この告示は、公布の日から施行する。
  - （学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件の一部改正）
  - 学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件（平成二十七年文部科学省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。
- 件名及び本則中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。